

広島市老人福祉施設連盟役員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人広島市老人福祉施設連盟（以下「連盟」という。）定款第25条の規定に基づき、常勤の役員の報酬及び支給基準等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等)

第2条 常勤の役員（理事及び監事）に対して、報酬等を支給する。

2 報酬は月額とし、1日につき10,000円以内の範囲で総会が定める額とする。

3 支給条件及び支給方法は、連盟の職員の例による。

(役員費用弁償)

第3条 役員が連盟の用務により市の区域外に旅行したときは、必要な費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額及び支給条件並びに支給方法については、連盟の費用弁償に関する規則を準用する。

(補 則)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。